

事 務 連 絡

平成28年12月9日

各都道府県バス協会 専務理事 様

公益社団法人日本バス協会

参 与 長 尾 政 美

乗務中における携帯電話・スマートフォン使用の危険性等について

平素より当協会の活動に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省から「乗務中の携帯電話・スマートフォンの使用禁止の徹底について（平成28年11月7日付け国自安第145号）」をもって再発防止対策を求められておりますが、今般、安全輸送委員会において、乗務中の携帯電話・スマートフォンの危険性等に関するバス事業者向け啓発資料を作成しましたので、会員事業者に周知をお願いいたします。

また、本資料は、日本バス協会ホームページ及びメールマガジンにも掲載していることを申し添えます。

担当：技術安全部（山川・仁保）

電話：03-3216-4015



乗務中における携帯電話・スマートフォンの危険性等について

日本バス協会

安全輸送委員会 委員長 三澤 憲一

乗務中の携帯電話・スマートフォンの使用は、重大事故を引き起こすおそれが高いため道路交通法においても使用が禁止され、罰則も課せられていますが、いまだに携帯電話等を使用しながら運転する事案が発生し、社会問題化しています。今年に入ってから国土交通省に報告されたバス乗務中の携帯電話・スマートフォンの使用事例は23件に達し、2件の物損事故と1件の死亡事故が発生しております。

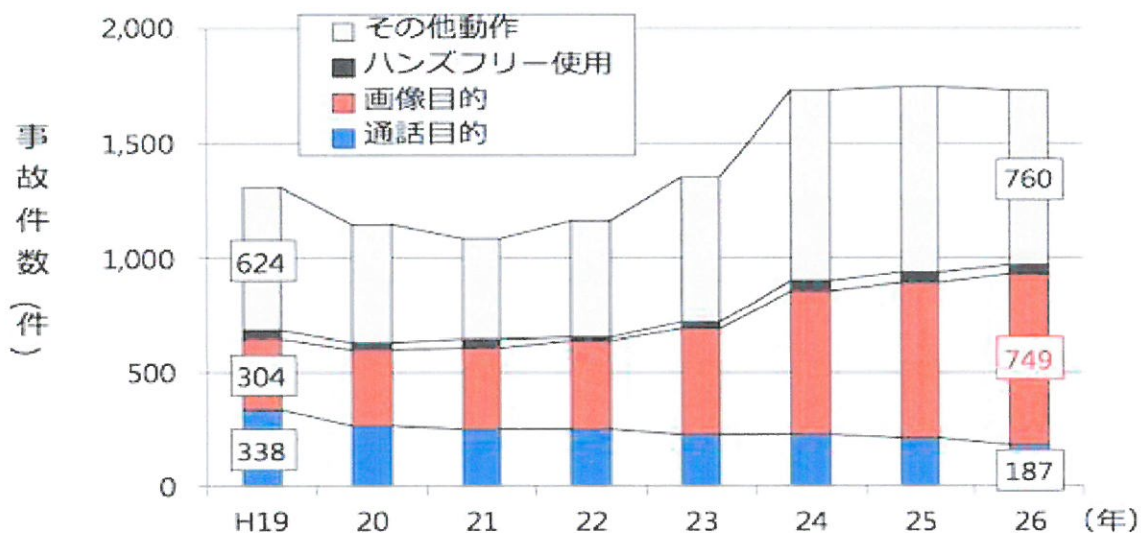
このようなところから、「乗務中の携帯電話・スマートフォン使用の危険性等について」、啓発資料を作成しましたので、ご活用いただき、事故防止に努められるようお願いいたします。

平成28年12月

乗務中における携帯電話・スマートフォン 使用の危険性等について

1. 運転中の携帯電話・スマートフォン使用時の交通事故状況（自動車事故全般）

携帯電話・スマートフォンを操作しながら運転する「運転スマホ」は、「歩きスマホ」や「自転車スマホ」よりもはるかに危険です。警察庁の調べによると、運転者が第一当事者となった死亡事故の原因として、「漫然運転」と「脇見運転」が1、2位を占めていますが、「脇見運転」の中で近年目立つのが、「運転スマホ」で、携帯電話使用中の事故は平成21年から徐々に増加しています。



出展：交通事故分析センター 第18回 研究テーマ論文「携帯電話の使用が原因となる事故の分析」

2. 運転中の携帯電話・スマートフォン使用の悪影響

運転中の携帯電話・スマートフォンの使用は、「脇見運転」につながります。携帯電話・スマートフォンに意識を集中してしまい、見ているつもりでも見ていない状態になって、危険に対しての反応が遅れ事故につながります。

特に、メールの送受信やゲームアプリを操作することは、通話以上に目と意識が画面に集中するため、非常に危険な行為といえます。

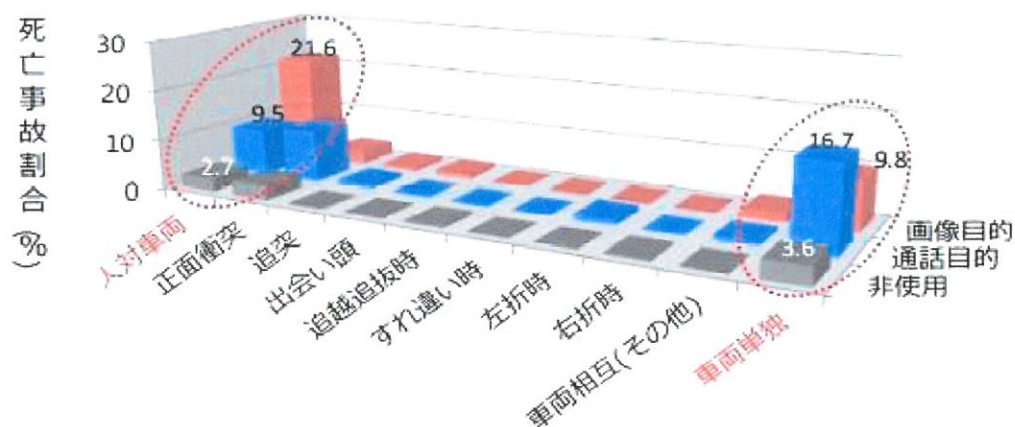


運転中の携帯電話・スマートフォンの使用と悪影響

運転者	反応時間の遅れ	状況判断の遅れ	集中力不足による安全確認の怠り
運転行動	安定した車線走行ができない	安全な車間距離が保てない	安全な速度が保てない

3. 携帯電話・スマートフォンの使用状況別の死亡事故割合

下表は携帯電話・スマートフォンの使用状況別に死亡の類型別の事故発生状況を示したのですが、スマホ使用時の死亡事故率が非使用時に比べて圧倒的に多くなっています。「画像目的」の人対車両事故が突出していることから、メールの送受信やゲームアプリを操作することは、非常に危険な行為であることが分かります。



携帯電話等使用状況別 事故類型ごとの死亡事故割合 (H19~26 年合計)

4. 運転中の携帯電話等の使用の罰則、交通違反点数

携帯電話が普及し電話しながら運転する人が増えたことで、事故を防ぐために、運転中の携帯電話等の使用には罰則が設けられています。

運転時の携帯電話の使用禁止については、道路交通法第71条第5号の5で以下のように規定されています。

自動車又は原動機付自転車（以下この号において「自動車等」という。）を運転する場合においては、当該自動車等が停止しているときを除き、携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置（その全部又は一部を手で保持しなければ送信及び受信のいずれをも行うことができないものに限る。）を通話（傷病者の救護又は公共の安全の維持のため当該自動車等の走行中に緊急やむを得ずに行うものを除く。）のために使用し、又は当該自動車等に取り付けられ若しくは持ち込まれた画像表示用装置に表示された画像を注視しないこと。（抜粋）

罰則については、携帯電話使用等（交通の危険）違反・・・携帯電話を使用して交通の危険を生じさせた場合⇒3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金、携帯電話使用等（保持）違反・・・運転中に携帯を利用したのみの場合（交通の危険が発生しなかった場合）⇒5万円以下の罰金となります。

違反の点数は「交通の危険」は2点、「保持」は1点となっており、反則金は、以下のように車両の種類毎に定められています。

	交通の危険	保 持
大型車	12,000円	7,000円
普通車	9,000円	6,000円



「乗務に専念する」

それだけで防げる事故や守れる生命があります。事故を起こすリスクがありながら乗務中に携帯電話やスマートフォンを操作しますか。

乗務中の携帯電話やスマートフォンの使用は絶対にやめましょう。